

カール大王のザクセン戦役について

増田四郎

カール大王（七六八—八一四年）のザクセン戦役（七七二—八〇四年）は、その全治世四十七年のうち、前後実に三十余年にわたる大事業であった。その間たえず戦闘がつづいていたわけではないが、同じカールのスペイン遠征やバイエルン大公国の平定、あるいはランゴバルド王国の征服などとくらべると、比較にならぬ長期持久の戦役であり、カールの業績の中では、紀元八〇〇年クリスマスの日のサン・ピエトロ寺院におけるあの歴史的な戴冠とともに、最も大きな歴史的意義をふくんでいる。なぜなら大王の祖父カール・マルテルのポアティエの戦勝（七三二年）が、周知のようにキリスト教的「ヨーロッパ」をイスラムの侵入から守ったものであるとするなら

は、カールのザクセン併合は、キリスト教の布教を通じて大陸におけるゲルマン諸部族のすべてをフランク王国に統合した最後の仕上げであり、その意味で「ヨーロッパ」の真の内容あるいは基体をつくりあげたものだとはいえるからである。

それだけに、この戦役に対するカールの関心は絶大であり、その態度は慎重をきわめていた。しかし前後三十余年を要した理由は、単にカールの側にあっただけでなく、それにはザクセン部族内部の社会的・政治的事情が他のゲルマン諸族と基本的に異なるものがあつたということとも見のがされてはならない。つまりザクセン内部の事情から来る特殊性と抵抗力を見ぬいていたからこそ、カールは軍事行動のみをもってこれを鎮圧する強硬策をとらず、むしろキリスト教化のミッションをこの戦役に織

りこんだのだとも考えられる。

いづれにせよ、この戦役にはカールの一方的な「遠征」などと呼ぶことのできぬ大きな抵抗と複雑な折衝がふくまれていたのであるが、結局は後述するように、ザクセンの一州であるウエストファーレンの英雄的な豪族ヴィドゥッキント(Widukind)のカトリックへの改宗、カールとの和解ないし服従をもって、カールの勝利に帰し、Westfalen, Engern, Ostfalen および Nordalbingen をふくむ広大なザクセンの全領域が、フランク王国(Regnum Francorum)に編入されることとなった。ところがカールの死(八四〇年)、とりわけその子ルードウィヒと虔王の死(八四〇年)以降になると、フランク王国は一方ではイスラム、マジヤール、ノルマンなど外敵侵寇の危険にさらされ、他方では王国分割の内訌がつづき、急速に瓦解のコースをたどる。こうして九世紀の後半にはいると、ザクセンの地位はきわめてデリケートにフランク本国に作用することとなり、ついに東フランクにおけるカロリング王家の断絶(九一一年)とともに、一時フランクン公コンラート一世(九一一年—九一八年)の統治を経て、九一九年、「ドイツ国家の建設者」と謳われるハイ

ンリッヒ一世(九一九—九三六年)が、ほかならぬザクセン公家、すなわちリウドルフフィンガー(Liudolfinger)家から選出されることとなる。いうまでもなくハインリッヒ一世はオットー大帝(九三六—九七三年)の父であり、ここにいたってドイツ国家の不動の地位が確立されるのである⁽¹⁾。

このような事情のため、フランク王国によるザクセン併合のきっかけとなった「ザクセン戦役」の歴史的な位置づけについては、特にドイツ・フランス両国の学界では、文字通り汗牛充棟の著書・論文が公刊され、しばしば国民的感情をさえ織りこんだはげしい対立がうかがわれる状況にある。従ってこの問題だけについて一応の学界展望をおこなうことも、決して容易なわざではない⁽²⁾。本稿ではもとよりそうした学界展望をおこなおうとするのではないが、私の今後の研究の見通しとの関連において、主要な問題点だけを整理して置くと、大略つぎのような諸テーマが考えられるであろう。

まずその第一は、フランクに合併される以前におけるザクセンの特殊性をどう考えるかという問題である。このいわゆる「古ザクセン」(Altisachsen)の社会について

(17) カール大王のザクセン戦役について

は、なにぶんにも原史料がきわめて乏しいため、ややもすればザクセン戦役直前の状態をもって、そのままタキトゥス時代の古ゲルマン社会の連続あるいはその代表のごとく考えられる危険があるが、この判断には充分警戒しなければならぬ。しかしまた、その危険にもかかわらず、古ザクセン史の研究は、同時代の他のゲルマン諸族の変質を測定するうえで、絶大な示唆をふくんでいる⁽³⁾。

その第二は、ザクセン戦役の内容をドラスティックな侵略的なものとみるか、それとも比較的穏かな妥協的なものとみるかという論争である。このことについては、一つには戦役の結果ザクセンの社会制度がどう変わったかという問題と、いま一つには事態に応じて採用されたフランク側のいわば緩急自在な現実政策的な対策という問題との、二つの面から考察されなければならない。刻々に変ってゆく政局の変化を無視して、侵略的であったか妥協的であったかを論議することはナンセンスである。その第三は、カールの治世を頂点に一応完成したとみられるカロリంగాー帝国の統治組織がどうであったかという問題である。例えば王の最も重要な役人であるグラ

ーフ(伯)の地位や伯職または伯管区(グラーフシャフト)の在り方について、従来ほとんどの通説では、それらはフランク王国全体に妥当するすぐれて官職的な完備した制度であるかのごとく考えられて来たが、はたしてそのように一律な制度でありえたであろうか。もしフランク的な官制が、実際にはきわめて多様な地域差の上のあったみせかけの官制であったとするならば、その点の追求こそ、やがてこの王国が崩壊するプロセスの意味を会得する一つの視角となりうるであろう⁽⁵⁾。

最後にその第四は、ハインリッヒ一世やオットー大帝をいだすにいたるリウドルフィンガーという家柄は、系統的に一体どういう家柄であり、また何を機縁にしてザクセン貴族群に君臨するほどの公家や王家となりえたのかという問題である。このことの解明は、ヨーロッパ史をつらぬく一つの特色である「貴族支配」(Adelsherrschaft)の意味内容を具体的にしめすと同時に、ひいてはすでにあの時限においてドイツとフランスとが分離せざるをえなかった理由の一端を暗示することとなるであろう⁽⁶⁾。

以上の諸テーマは、ザクセン戦役史研究の途上にある

私が、自分なりに考えている問題点であり、本稿でそのいちいちに解答をあたえることはもとより不可能である。従ってここでは特に第二の問題点をとりあげることに関心があるのであるが、それとても詳細な戦役の経過をあとづけるとなると、きわめて多くの紙数を要する。それゆえ本稿では多少とも法制的な問題に限って考察をすすめる、上記のテーマに対する一つの素材を提供することをもちって満足しなければならぬ。すなわち当時の史料をできるだけ忠実に紹介してこの戦役がどういう経過をたどったかを明らかにし、いわば史料の証言に即して、そこにふくまれているザクセン対フランク王国の対立と接近、反感と妥協の変遷を、法制的な側面からまとめてみたいのである。一層広い視野からのこの戦役の位置づけは、一切後日の研究にゆずりたいと思う。

附註

- (1) 上述した経過のあらまじについては、G. Tellenbach: *Europa im Zeitalter der Karolinger*. in: *Historia Mundi*, Bd. V, Bern 1956, S. 393—450; H. Löwe: *Deutschland im fränkischen Reich*. in: *Gebhardt's Handbuch der Deutschen Geschichte*. 8. Aufl. Bd. I, Stuttgart 1954, S. 79—159; F. Steinbach: *Das Frankenre-*

ich. in: *Handbuch der Deutschen Geschichte*. Bd. I, Abschnitt 2, Konstanz 1956. など参考せられた。

- (2) 参考せられた一例として、E. Zöllner: *Die politische Stellung der Völker im Frankenreich*. Wien 1950, S. 9—34. の一文が挙げられた。

- (3) 古ザクセン史の研究に画期的な貢献をもたらしたインマン・リンツェル (M. Lintzel) の諸論稿は、彼の死後二冊の論文集に収められた。特にその第一巻 *Zur altdeutschen Stammesgeschichte*. Berlin 1961. のこの方面の必読書であり、本稿執筆の動機も後掲のリンツェルの書論に負うところが大きい。

- (4) 参考せられた K. Rübner: *Die Franken, ihre Eroberungs- und Siedlungssystem in den deutschen Volkländern*. Bielefeld u. Leipzig 1904. の代表例であるマンソンの激変説に対する諸家の反駁・批判が挙げられる。中でも F. Philipp: *Die Umwandlung der Verhältnisse Sachsens durch die fränkische Eroberung*. HZ. Bd. 129, 1924, S. 189—232; K. Brandt: *Karls des Grossen Sachsenkriege*. in: *Ausgewählte Aufsätze*. Berlin 1938, S. 232—254. など参照せられた。

- (5) この視点からのフランク王国国制史の研究は、最近の著書に代表される。例として S. Krüger: *Studien zur sächsischen Grafschaftsverfassung im 9. Jahrhundert*. Göttingen 1950; G. Tellenbach (Hrsg. v.): *Studien und Vorarbeiten zur Geschichte des grossfränk-*

(19) カール大王のザクセン戦役について

ischen und frühdeutschen Adels. Freiburg i. Br. 1957; E. Hlawitschka: Franken, Alemannen, Bayern und Burgunder in Oberitalien (774—962). Freiburg i. Br. 1960. など参照せよ。

(6) 叢書“*Wege der Forschung*”の第一巻“Die Entstehung des Deutschen Reiches. Darmstadt 1956.”のせられし諸家の論文、なかんずく M. Lintzel: Zur Stellung der ostfränkischen Aristokratie beim Sturz Karls III. und der Entstehung der Stammesherzogtümer. (ibid.: S. 153—170) 参照。

二

さて、年代史的にみたザクセン戦役の経過を、最も簡明なかたちで伝えてくれる史料は、通常『フランク王国年代記』(Annales regni Francorum) の名で呼ばれている比較的大部の年代記である。この年代記は、七四一年のカール・マルテルの死の年にはじまり、ルードウィヒと度王治下の八二九年におわるいわば同時代の史料であり、記録の随処に『伝アインハルト年代記』(Annales qui dicuntur Einhardi) といわれるものの補足的な記述がつけられている。叙述の論調は、いうまでもなくフランク王室およびカトリック中心であるから、戦役の経過

を伝えるものとしては、必ずしも公平な史料とはいえない。しかしほかにこれほどまとまった記述史料がないのであるから、われわれも一応これを中心に、各種の断片史料をおぎないつつ、戦役の推移をたどってみよう。

カールのザクセン戦役は、さきにも触れたように、七二二年にはじまり、八〇四年におわるが、これを内容的にみると、七八五年をもって、前後の二期に大別することが適當である。なぜなら、七八五年のヴィドゥキントの改宗と服従ないし和解、いわゆるグラーフシャフト制(Grafschaftsverfassung, comitatus)の導入をもって、ザクセン戦役は一段落し、ザクセン全土が一応フランク王国に編入されたからであり、それ以後の数回にわたる出陣は、いわば辺境スラヴ族への防禦戦またはザクセン奥地の部分的な叛乱に対する作戦に過ぎず、カール自身というよりも、その子カール、ピピンおよびルードウィヒなどをつかわしたの戦闘が多かったからである。従って本稿での考察も、まずもって七七二年から七八五年までの一四年間に焦点をしぼらなければならない。

もっぱら『フランク王国年代記』によって、この間カールがザクセン族となんらかのかたちで戦闘または折衝

をおこなった年次をかぞえあげると、七七二、七七五、七七六、七七七、七七九、七八〇、七八二、七八三、七八四、七八五の各年にわたっているが、そのあいだに取り結ばれた条約ないし協約の数は、実に一五回の多きに達している。また協約締結の相手も年によってまちまちであり、その適用範囲も相手によって異なるものがあつたと推察される。このように交渉相手が多面的であるといふことが、まさに王制の発達をみながつたザクセン社会の特色であり、この戦役を長びかせた一つの理由であつたにちがいない。ただし、個々の協約の相手が誰であつたかは、年代記からは不詳の場合もあるので、ここではごく大ざっぱに、順を追つて協約内容の法的变化だけをあとづけてみよう。⁽⁸⁾

まず七七二年。この年五月ウォルムスで閏兵をおこなつたカールは、そこからザクセン中部エンゲルン州の南部に進軍し、ザクセン族の古いブルクであるエーレスブルクを占領、ついでザクセン族の信仰をあつめていた軍神イルミンの象徴である「イルミンの柱」(Irmensäule, Ermenus)を破壊し、ウェーゼル河上流の地でザクセンの豪族たちと協約を結んだ。年代記は「王はザクセン人た

ちと協約 (Pactum) を結び、一二名の人質 (ostages) を受取り、フランキアに帰還せり」と記しているが、それ以上の協約内容は不明である。マルティン・リッツェルは、この協約ではまだフランク王国としても、カトリック教会としても、ザクセンにさほど大きな影響をあたえたものとはいひ難いと説いているが、堅牢なブルクを占領し、部族的信仰のシンボルを破壊してのちに、おそらく貴族の子弟から成つていたであろう一二人の人質をとつたことは、ザクセンの心臓部に一撃を加えたものとして、一応の成功であつたにちがいない。

七七年。この戦役はウェストファールンから進軍して有名なジーブルクを占領した戦いであるが、協約はオストファールン、エンゲルン、ウェストファールン三州 (provinciae) それぞれの豪族たちとの折衝といふかたちをとっている。その場合はじめて、おそらく各州豪族の代表者あるいは最有力者であつたらう三つの家柄の名が登場する。すなわちオストファールンのヘッシー (Hessii)、エンゲルンのブルーノ (Bruno)、ウェストファールンのヴィドゥキント (Widukind) がそれである。⁽¹⁰⁾ としてやはりそれぞれ人質をとっているが、ここで注目すべき

(21) カール大王のザクセン戦役について

ことは、王国年代記に“……et intraverunt sacramenta, se fideles esse paribus supradicti domni Caroli regis.”などとあるように、⁽¹¹⁾豪族たちがカールに忠誠の誓いをおこなったことが明記されている点である。しかしこれは、叙述の前後の関係からみて、カールと豪族たちとのあいだのパースナルな関係をしめすに過ぎず、フランク王国との国家的な関係が確立されたとみることはできない。またこのころになると、ザクセン貴族層のほとんどがカトリックに改宗したことが、『伝アインハルト年代記』その他から察することができる。

七七六年。ウォルムスから出陣し、ザクセン人に破壊されたフランク軍のエーレスブルクを再建してのち、ラインの支流リッペ河の水源地帯にまで進攻したこの戦役は、キリスト教布教の実がめざましかったためか、きわめて多くの他の年代記・伝記のたぐいにも特筆されている。⁽¹²⁾戦役の結果、ザクセン貴族は彼等の忠誠をしめすひきあてとして、おのおのの「家領」ないし「世襲領」(patris, alodis, allodium)をあて、こぞってキリスト教をうけいれ、カールおよびフランク人の「支配権」(in regno)に服することを誓約した。⁽¹³⁾そしてこの協約の実行を

しめすために、カールのもとに来て洗礼をうけ、人質をさし出したのである。こうみて来ると、七七六年の協約は、それ以前のように単に人質と忠誠の誓約だけでなく、誓約違反の際は世襲領を没収されることをみとめ、フランクの支配に対する従属を確認した意味で、一段の進展であった。キリスト教の布教もまた、教会の建立などによって滲透したことがわかる。しかしそれでいてザクセン人がフランク王の臣民となったわけではなかった。というわけは、王の軍統帥権はいまだザクセン人には及ばず、フランク軍隊にザクセン人が参加して共同に戦うという義務の発生は、グラーフの設置を俟たなければならなかったからである。⁽¹⁴⁾

七七七年。この協約は、スペイン回教国の使者などを迎えたバーデルボルの国会で、ヴァイドゥキントをのぞく、多数ザクセンの豪族をあつめた席でとり結ばれたものであるが、その内容は七七六年の協約の再確認が主たる目的であった。すなわち年代記の表現によると、ザクセン人たちが「再び悪しき慣習により」叛乱をおこした際は、「彼等のすべての自由と世襲領」(illorum omnem ingenuitatem et alodem)をうばうことが約束されたとな

っている。⁽¹⁵⁾ “ingenitas”をうしなうとは、おそらく身分的自由の格下げを意味する表現であろう。それと同時にこの協約で注意すべき一事は、忠誠の内容が「上記の王カロルスとその子たち並びにフラン人たちに對する忠誠」(fidelitatem supradicti domni Caroli regis et filiorum eius vel Francorum)となつてゐることである。⁽¹⁶⁾ つまりここではもはやカール個人だけでなく、忠誠関係がカールの子たちにも世襲されることが予想されている。

七七九年。これはリップペの下流、ウエストファールン州ボコルトの戦闘ののち、ウエーゼル河流域まで進んで、三州の指導者とそれぞれ別個に結んだ協約であるが、人質と忠誠の誓いのほか、内容的な進展はなかつた。

七八〇年。この年もカールとザクセン人とのあいだでは、三カ所で別々の協約が結ばれているが、ザクセン各地に司教(episcopus)・司祭(presbyter)・修道院長(abbas)を置いて「洗礼をうけ、説教を聞きやすくした」とのこと、貴族だけでなく、“Ingenui”や“Lidi”の身分のものからも多くの人質をうけたことがわかるだけで、⁽¹⁷⁾ 法的地位の変化はみとめられない。

七八二年。この年は、ザクセン戦役の当初からフランク支配とキリスト教化に反抗をつづけて来たウエストファールンの豪族ヴィドゥキントが、貴族(Ealinge)以外の民衆すなわち“Frilinge”と“Latene”の大衆をひきいて大叛乱をおこし、それに対する報復としてカールがその治世中最も忌むべきヴェルデンの大虐殺を断行した年である。従つてその事情をうかがうためには、この年の推移をいまま少し詳細に述べなければならぬ。この年カールはケルン附近でライン河を渡り、リップペの上流にすすんで国会(synodus, placitum, conventus)などの語がつかわれている)を開催した。この会合には叛乱軍の將ヴィドゥキントをのぞくザクセン全土からの貴族たちと、アヴァールン族からの使節もあつたが、ここで何がとりきめられたかは『王国年代記』の記述からは不詳である。しかし同年のことをしるした他の年代記並びに後述するカールの勅令によると、カールはここでザクセンの高級貴族からグラーフ(comes)をえらんで任命し(conscribit super eam comites ex nobilissimis Saxorum genere)、「いわゆるフランク的グラーフシャフト制を導入して、ザクセン全土をフランク王国の中に公けに編入しよ

(23) カール大王のザクセン戦役について

うとしたことがわかる。⁽¹⁸⁾ここにいたってザクセン戦役はいよいよ最後の決定的な段階にはいり、従来のような単なる人的結合や布教でなしに、国制上の変革期に突入したわけである。ただし、グラーフが他の諸領域におけるように、フランクの官職貴族ではなく、同じザクセン人の高級貴族から任命された、あるいはそうせざるをえなかったという点に、ザクセンの特殊事情が秘められている。それはとにかく、カールはこの国会のあと、直ちに本国に帰還したが、その直後、ヴィドゥキントは不平分子、とりわけ下層身分のものゝの総力を糾合して、反フランクの大叛乱をひきおこした。報に接したカールは、直ちにフランク王室の重臣、財務官アダルギス (Adalgis)、将軍ガイロ (Gailo)、宮廷伯ウォラット (Worad) の三人を派遣して暴徒の鎮圧につとめさせたが、ジュンテル山系の戦いでアダルギスとガイロが戦死し、フランク軍は大敗を喫した。のちカールはみずから出陣して叛乱の平定につとめ、一応の治安を回復した後、責任者四、五〇〇名をアレル河畔のヴェルデンにあつめて、一日のうちこれをみな殺しにしたと伝えられる。いままでの協約に対する違犯であるというフランク側の法理がなり

たつかどうかはとにかく、カトリックの布教を使命としたカールとしては、その治世中における最も痛嘆さるべき野蛮な行為であった。叛乱の将ヴィドゥキントは、数名の同志とともに北方ノルマンの地（おそらくデンマークと考えられる）に逃亡した。⁽¹⁹⁾

七八三―七八五年。ヴェルデンの大虐殺後はザクセンの平定が完成したかにみえたが、その翌年、すなわち七八三年はやくも一部に不穏の姿勢があらわれた。カールはやむなくラインを渡り、デトモルトとハーゼ河畔の戦鬪で叛乱軍の残党を掃蕩した。つづく七八四年には、オストファーレンの豪族のうごきを制してのち、シェーニンゲンで国会を開催、他方その子カールをしてウェストファーレンの平定につとめさせた。この間カール大王はバーデルボルンにあって、デンマークに逃亡中のヴィドゥキントに対し、同じ叛乱の同志であるオストファーレン貴族アツピオ (Atzio) を介して、ヴィドゥキント懐柔の工作を怠らなかつた。ところが七八五年にいたり、ヴィドゥキントはカール大王に対し、降服後における身体の安全と無罪の保証をもとめて来たので、こんどはカールの側から人質を出してそのことを保証し、カールは一

時本国フランキアに帰った。すると同年冬にいたり、ヴィドゥキントとアッピオは、今日のベルギー南部のアルデンネンにあるアッティニーにカールを訪ね、降服を申出るとともに、大王立会いのもつて洗礼をうけた。こうしてカールとヴィドゥキントとの長年月の対立が、まさにキリスト教を介して和解に到達したが、王は叛乱軍の将を遇することきわめて厚く、いままで押収していたヴィドゥキント一族の所領財産の一切を返えたのみか、オスナブリュック近傍の広大な王領をヴィドゥキントに贈与した。Wittekindsburgとその附近一帯の所領は、こうしてヴィドゥキント一族にうけつがれ、この家柄から出て国王ハインリッヒ一世の王妃となったマチルデ(Mathilde)の財産として、一〇世紀にいたるまでその系譜をたどることができる。

理想主義と現実政策とが巧みにからみあったカールの対ザクセン政策は、ヴィドゥキントの改宗を契機に大成功をおさめることができた。教会はこぞってこれを祝福し、ザクセン貴族の子弟はいままでにも増してフランク本国に出向き、そこで本格的なカトリック的教育をうけることとなった。初期にはアングロサクソン人布教師や

フランク人聖職者で占められていたザクセン聖界が、九世紀にはいるとともにザクセン人司教や修道院長を多く輩出することとなるのは、こうした事情の反映である。

それはともかく、七八五年をもってザクセンには平和がおとずれ、フランクのグラーフシャフト制が実施され、ザクセン全土がフランク王国の重要な一部となったと考えられる。事実、この年以降の戦闘はきわめて局部的なものであり、国制上の変化と思われるものは、ルードウィッヒと虔王の治世における辺境伯領(marchia, *March*)の設置、並びに同王の死の直後八四一年に勃発した有名なステッリンガの叛乱(*Stellinga-Aufstand*)までおこらない。のみならず八〇二年のアーヘン国会では、ザクセンのおもだった貴族全員立会いの上で、フランク王国に編入された他の諸部族とまったく平等の立場に立つた部族法典、*Lex Saxonum* が制定発布されたのであるから、七八五年以降の戦役の経過については、もはや本稿であとづける必要がなからう。従って次節では上述のような戦役経過のあいだから、フランク側のザクセン統治方針の変遷と、ヴィドゥキントの執拗な反抗の背後事情とが、どういうものであったかを、多少法制史的な観点

(25) カール大王のザクセン戦役について

からんたふへいふじやん。

- (7) Annales regni Francorum. ed. F. Kurze, in SS. rer. Germ. in us. schol. 1895. 4冊全冊に於て Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte. Teil I, Darmstadt 1955. に収められた同年代記の原文と訳文とを引用するに最も便利である。私はこれに依つた。
- (8) 彼のこの年代記のコンラド・フォン・M. Lintzel: Die Unterwerfung Sachsens durch Karl den Grossen und der sächsische Adel. in: Ausgewählte Schriften, Bd. I, Berlin 1961, S. 95—127. に依つてゐる。ただし年次のかぎえ方を協約の内容は『フランク王国年代記』をよび『フランク王国年代記』の記述に従つてあるのである。
- (9) M. Lintzel: a. a. O., S. 98 f.
- (10) Annales regni Francorum. anno 775 (S. 30 f.) ただしフランク人の名は、777年の項からの当然の推測である。
- (11) Annales regni Francorum. anno 775 (S. 30) 参照。
- (12) Annales regni Francorum. anno 776 (S. 32—36) 最も多くの年代記・史記の記述にのっとりて M. Lintzel: a. a. O., S. 100 f. の本文をよび註する。
- (13) Et Saxones perterriti omnes ad locum, ubi Liupia consurgit, venientes ex omni parte et reddiderunt patriam per vadum omnes manibus eorum et spoponderunt se esse christianos et sub ditione domini Caroli regis et Francorum subdidervunt. (S. 34) この文章は“patria”は祖国キヤンヤン全体を指すものではないと見るが、『王国年代記』777年の記述その他との関係から見て、これは“alodium”と同義語と解すべきである。“dicio”の訳語として議論されるのは Quellen zur karolingischen Reichsgeschichte. Teil I の編纂者である Reinhold Rau 氏の “Herrschaft” の語を依つてゐる (a. a. O. S. 35)。
- (14) その意味は、772年の夏、東方キヤンヤン族との戦に關し、『王国年代記』に “ut moverent exercitum Francorum et Saxonum super Sclavos paucos, qui rebelles fuerant.” とあり、これを重訳する (S. 42)。
- (15) Annales regni Francorum. anno 777 (S. 36)
- (16) Annales regni Francorum. anno. 777 (S. 36) 参照。
- (17) こうしたザクセン人の身分については、拙稿「ザクセンの等族制と原初村落」(『西洋封建社会成立期の研究』所収の第七論文)をみられた。
- (18) この年代記の年代は Annales Mosellani である Annales Laureshamenses のように、勅令には有名な Capitulatio de partibus Saxoniae (782 od. 785?) のようにある。4冊 M. Lintzel: a. a. O., S. 104 f.; S. Krüger: Studien zur sächsischen Grafenschaftsverfassung im 9. Jahrhundert. S. 24 f. 参照。

(61) この事件の詳細な位置づけについては K. Brandi: Karls des Grossen Sachsenkriege. in: *Ausgewählte Aufsätze*. Berlin 1938, S. 232—254; M. Lintzel: Karl der Grosse und Widukind. in: *Ausgewählte Schriften*, Bd. I, S. 199—224; Ders.: Zur Beurteilung Widukinds und Karls des Grossen. in: a. a. O., S. 225—231. など参照。

(20) 以上の叙述については何れの *Annales regni Francorum*. anno 783—785 (S. 46—48) の記述が重要史料となつてゐる。

(12) この問題については E. Zöllner: Die politische Stellung der Völker im Frankenreich. Wien 1950; M. Lintzel: Die Stände der deutschen Volksrechte, hauptsächlich der Lex Saxonum. (a. a. O., S. 309—379); Ders.: Die Entstehung der Lex Saxonum. (a. a. O., S. 390—419) などを参照された。

三

前述の戦役経過を背景に、サクセン統治方針の変化とその法制史的な意味をうかがうためには、まずその前提として、いわゆる「古サクセン」の状態をしめすと思われる若干の史料の証言を挙げなければならぬ。そうした史料の第一は、ほぼ七三一年までのことを詳

細にしるした有名なベダ (V. Beda, 673—735) の『教会史』(Historia Ecclesiastica) であるが、その第五卷第一〇章には「古キリヤン族には王なく、その人民を治める多くのサトラーン (Plurimi satrapae) あるのみ」という句がみえる。⁽²²⁾「サトラーン」は「王」でもなくペルシア王が各プロヴィンス(州)に置いた役人名であり、オリエントのことばが聖職者を介して西ヨーロッパに伝えられた表現である。従つて一般民衆から「サトラーン」と呼ばれてゐたかどうかは疑わしい。

史料の第二は、大体七七五—八〇〇年ごろの作と推定される『レブウイン伝』(Vita Leubini) 第四章の重大な証言である。レブウインは身を挺してみずからサクセンの布教につとめた人、従つて実情をまのあたりに経験したその証言は、他のどの史料よりも高い信憑性をもっているはずである。⁽²³⁾

それによると、“Regem antiqui Saxones non habebant sed per pagos satrapas constitutos” (MG. SS. XXX, hrsg. v. A. Hofmeister, c. 4) とあり、ベダの記述と同様、サクセン族には王制なく、バーグス (pagus = Gau) ごとにサトラールパが治めていたことがわかる。また同じ第四章

2) “Morisque erat, ut semel in anno generale consilium agerent in media Saxonia iuxta fluvium Wisuram ad locum qui dicitur Marklo; solebant ibi omnes in unum sacrae convenire, et pagis quoque singulis duodecim electi *nobiles totidemque liberi totidemque latii.*”と明記されている。その大意は「ザクセンのほぼ中央、ウエーゼル河に沿ったマルクローと呼ばれる場所で、年に一度、人民総会をとりおこなう慣習があった。その総会へは、各パーグスから選ばれた一二名のノービレースと、同数のリーベリー、および同数のラティーが、サトラーパーとともに参加するのがならわしであった」ということになる。

これが著名な「マルクローの人民総会」と呼ばれるものであるが、一つのパーグスから一二名ずつの各身分の代表者、計三六名が、サトラーパーに連れられてザクセン全土から参加するということは、ノービレース(ザクセンのこと)やエーディング(Eidinge)、リーベリー(Frihinge)、ラティー(Laten)三身分とも、広義の自由民(Freie)として国政に参加する途がひらかれていたことを意味し、総会の運営方法が現実はどうあったにしても、原理上、きわめて民主主義的な人民主権の精神につらぬかれていたこと

が察せられる。従って論者の多くは、この人民総会をもつて、古ゲルマンの民会(Ding)の発展形態であるともみならず傾きがあるが、しかしそのスケールの大きさからみても、あるいはまた、古ゲルマンのばあいのように武装能力ある男子のすべてではなしに、いわば各身分代表者の集会である点からみても、これを直ちに古い民会の制度に結びつけることは誤りである。むしろそれは、アングロサクソン社会に早期にあらわれる議会制の最も初期の形態として注目すべきではなからうか。⁽²⁵⁾いま一つの文章で留意すべきことは、この叙述から、一つのパーグスに必ず一人のサトラーパーがいて、人民代表三六名とサトラーパー一名、計三七名ずつが、各パーグスから派遣されたものだという風によみとることが、必ずしも正確でないという点である。いいかえれば、この文章からだけでは、一人がいくつかのパーグスのサトラーパーを兼ねていたであろうことも想像されうるわけで、この点、フランクから導入されたグラーフの在り方とパーグスとの関係を検討する際にきわめて重要である。⁽²⁶⁾さらにまた、最近の集落史的研究の成果に照して、どのパーグス——今日の研究では、古ザクセンのパーグスすなわちガウの数

は、少くとも六〇以上であつたろうということになっている——からも三六名の代表者を出しえたかという疑問がのこるが、これは本稿ではさしあたり問題とする必要はあるまい。

以上二つの史料の証言からわれわれは、古ザクセン社会の法制の一端をうかがいえた。ザクセン戦役の進展とともに、こうした特異な、王制なき社会へ、フランク側からの新しい統治方針と新しい制度とが、事態に応じてもちこまれることとなる。それを証明する根本史料は、カールが特にザクセンに対して発布した二つの勅令(*Car. pitulare*)である。

すなわちその第一は、七八二年または七八五年の発布と推定される勅令 *Capitulatio de partibus Saxoniae* である。⁽²⁷⁾ この勅令は全部で三四条から成る比較的長文のもので、その基調をなすのは、キリスト教以外の異教の神を祭ることの厳禁、教会・修道院などの建物を犯すことへの厳罰、司教・司祭・修道院長その他聖職者に害を加えたものへの厳罰、並びにザクセンにおけるフランク人保護の精神である。そしてもしこれらの罪を犯すものは、ほとんどすべて「頭をはねる」とか、「殺害される」

とかの死刑、または軽犯罪でも財産没収をもって律せられ、この条文だけをみると、いかにも徹底した弾圧的強硬手段にうったえての征服であつたかのごとき印象をうける。それは「キリスト教徒の保護者」にはちがいないが、いわゆる「教化国家」の大王としてのカールの面目はみじんも感じられない。⁽²⁸⁾

従つてもしこの勅令が七八二年のリップペ上流での国会の際に出されたものとするならば、いわゆるヴェルデンの大虐殺は、この勅令の規定に従つてカールの行為を一応正当視することができるが、それ以後の発布とするならば、カールの行為に対する評価は逆転せざるをえないであろう。またさらに問題となるのは、この勅令の第四条に、*“Interdiximus ut omnes Saxones generaliter conventus publicos nec faciunt, nisi forte missus noster de verbo nostro eos congregare fecerit; sed unusquisque comes in suo ministerio placida et iustitias faciat.”* とあることである。⁽²⁹⁾ これによつて明らかなく、すべてのザクセン人は、さきに述べた古来からのマルクローの人民総会の開催をこの勅令で禁じられたわけで、爾今以後、各グラーフ (*comes*) がその管轄区域 (*ministerium*) において

裁判と法をおこなうという新しい原則が布かれたのである。そしてそのグラーフとなるものは、前節で述べたように、ほかならぬザクセンの高級貴族から (ex nobilissimis Saxonum genere) 任命されたのであった。それゆえこの勅令の正確な公布年月がいつであるかを一応別としても、ヴィドゥキントの大叛乱のきっかけは、結局はキリスト教への改宗の強制に対する反感と同時に、このよる古ザクセン法制の大変革の強制に対する反抗であつたろうことは、想像に難くない。殊にキリスト教が下層民の側からではなしに、ザクセン貴族の側からはいり、貴族の多くが親フランク的な陣営にはせまじたのであるから、マルクローの人民総会を禁止された *Prinze* や *Laten* にとっては、フランク支配の確立、グラーフシャフト制の導入は、とりもなおさず、古ザクセン的自由の剝奪以外のなものでもなかつた。ヴィドゥキントの叛乱は、まさにこのような深刻な政治・法制的性格をふくんでいるものと考えられる。それゆえこの叛乱を単純にザクセン社会の経済的な階級闘争として割切ることには誤りである。

ところが、七八五年のヴィドゥキントの改宗・服従な

いし和解を経てザクセンの平和が達成されたのち、七年一〇月二八日にいたり、第二の勅令が發布された。⁽³⁰⁾ *Capitulare Saxonicum* と呼ばれるものがそれである。

この勅令はわずか一条から成る簡単なものであるが、その第一条には、フランクの敬虔なる聖職者や貴族といっしよに、ザクセンの三州、すなわちオストファールン、エンゲルン、ウエストファールンの各バークスを代表するザクセン貴族 (*Saxones*) がアーヘンの宮廷にあつまり、フランク、ザクセン両族平等の立場で、相互友情の雰囲気の中でこの申合せをつくり発布する旨が、ここまかに記されている。王の罰令権 (*regis bannum*) の発動も、フランク、ザクセンともに同等の扱いをうけることが明示されている。しかしそれはとにかく、勅令全体として興味のあることは、ここではさきの第一の勅令の精神とはまったくちがって、原則として死刑や財産没収その他苛酷な実刑がなくなり、ほとんどの罪が罰金刑 (*Busse*) に置きかえられている点である。例えば王の役人に対する罪は一般の三倍、聖職者に対するそれは二倍といった規定の仕方である。また人命金や罰金が、被害者の身分——ここでは *nobiliores, ingenui, liti* の三身

分となつてゐる——によつて異るといふあの部族法典一般の原則もあらわれてゐる。

こうみて来ると、第一の勅令と第二のそれとのあいだには、フランクの統治方針において、いわば一八〇度の転換があつたことがわかる。しいていへば、前者は戦時の勅令であり、後者は平和の曙光をしめす勅令である。しかしそれがどの時点における転換であるかは、第一の勅令の発布年月を七八二年の何月とみるか、それとも七八五年とみるかの問題とデリケートに関連するゆゑ、ここではこれ以上の立論は私には不可能である。

いづれにしても、七九七年の勅令は、いまだ体系だつたものではないにしろ、きわめて妥協的な性格のものであつた。カールはこうしておそらくザクセンの治安が確立されたと考えたにちがいない。その成功をよみとつてか、八〇二年、カールは前述のようにアーヘンの国会で、あの六六条から成る整然たるザクセンの部族法典 *Lex Saxonum* を制定公布した。⁽³¹⁾ 法典の精神は、いふまでもなく他の部族法典と同様、*Nobiles* (*Edlinge*)、*Liberi* (*Fringinge*)、*Liti* (*Taten*)、三身分秩序の確認と、身分に応じての人命金 (*Wergeld*) 制度の確立であり、フランク

族の征服者的な一方的優越感はどこにも認められない。法典の規定に関する限り、ザクセンがまったく対等の立場で、しかも基本的にはザクセン古来の社会秩序を温存しながら、フランク王国に編入されたというのほかはない。⁽³²⁾ ただザクセン部族法典の規定で最も注目すべき特徴の一つは、他の部族法典の規定にくらべて、「貴族」と考えられるノービレスの贖罪金ないし人命金が、他の二者に比し、おそろしく高額なことである。すなわちノービレスは一四四〇小ソリドゥス、リーベリーは二四〇小ソリドゥス、リティーは一八〇小ソリドゥスとなつてゐるが、ノービレスがリーベリーの六倍という比率は、他に類をみないところである。⁽³³⁾ いま一つの特徴は、ノービレスと下層二身分相互の通婚を死刑をもつて禁止してゐること、並びにノービレスの数が、他の部族にくらべて、圧倒的に多かつたという点である。⁽³⁵⁾

この第一の特徴は、「貴族」層だけをまず懐柔したフランク側の一貫した統治方針のあらわれであろうし、第二のそれは、ザクセンの「貴族」——厳密にいへば *Nobiles* でなく *Edlinge* ——と称されるものの、社会経済史的な在り方の特質に由来するものであろう。しかしこの

(31) カール大王のザクセン戦役について

- 興味ある問題は、研究テーマとしてはきわめて困難かつ複雑な考証の操作を必要とするため、本稿ではこれ以上に触れないで置きたらと考⁽³⁶⁾えらる。
- (22) Bedae Historia Ecclesiastica (Migne: Patrologia Latina, XCV), V, cap. 10.
- (23) 『ハンマーン伝』のチキヌト抄本をよむその史料価値について M. Lintzel: Die Vita Lebuini antiqua. in: Ausgewählte Schriften, Bd. I, S. 235—262. を参考された。
- (24) マンタローの位置について、今日の研究段階ではマキヤン河に Nienburg の北方とされている。
- (25) この問題についてはきわめて多くの文献が挙げられるが、その中で H. Rother: Westfälische Geschichte. Bd. I, Gütersloh 1949, S. 65 ff.; S. Krüger: Studien S. 24—44.; M. Lintzel: a. a. O., S. 202 ff. など参考された。
- (26) 詳しむ S. Krüger: Studien zur Sächsischen Grafenschaftsverfassung im 9. Jahrhundert. Göttingen 1950; W. Hessler: Mitteldeutsche Gaue des frühen und hohen Mittelalters. Berlin 1957. 参照。なほ基本的な研究として I. Prinz: Untersuchungen zur Geschichte der altsächsischen Gaue. Münster 1941. をあきま。残念ながら筆者未見である。
- (27) MG. LL. II, Capitularia Regum Francorum, Tomus I. Hannover 1883, S. 68—70. この勅令の発布年代については議論多く、ケオルク・ヴァイツなどは七八二年とす。ハルトツ・メルケルなどは七八五年とみなしている。また稀れには七十七年説、七九〇年説などをとるものもある。
- (28) K. Seiler: Der Erziehungsstaat Karls des Grossen. Erlangen 1937. 参照。
- (29) MG. LL. II, Capitularia, I, S. 70.
- (30) MG. LL. II, Capitularia, I, S. 71—2.
- (31) Leges Saxonum et Lex Thuringorum. hrsg. v. Cl. Freiherr v. Schwerin. Fontes iuris Germ. ant. in usum schol. Hannover und Leipzig 1918. S. 17—34.
- (32) この興味ある問題について E. F. Otto: Adel und Freiheit im deutschen Staat des frühen Mittelalters. Berlin 1937, S. 17—77; E. Zöllner: Die politische Stellung der Völker im Frankenreich. Wien 1950, S. 170 ff.; M. Lintzel: Die Stände der deutschen Volkrecht, hauptsächlich der Lex Saxonum. (a. a. O., S. 309—379) などを参照せよ。
- (33) 詳しむは拙著『西洋封建社会成立期の研究』第七論文「サキヤンの等族制と原初村落」をみられた。
- (34) 最も具体的には Rudolf von Fulda: Translatio Alexandri. cap. 1. の記述を参考。
- (35) 拙著『西洋封建社会成立期の研究』二六九頁以下参照。

(36) この問題に対する基本的文献は、やはり註(32)に挙げたオットーおよびリンツェルの研究であるが、両者ともに制度的かつ静態的な考察であり、社会経済史的な背景との関連が不十分である。私は近くこの問題を集落史との関連で検討してみたいと考えている。

四

以上私は、もっぱら当時の年代記の叙述に従って戦役の経過をたどり、ついで勅令その他の証言によって多少とも法制的な内容を指摘しながら、カール大王のザクセン戦役の意義をあとづけた。上述したところによってすでに明らかかなように、ザクセン戦役はきわめて長期の戦役であったが、たえず戦闘がつづいていたわけではなく、むしろ多くの協約の集積であり、フランク側としては、種々の統治方策のいわば試行錯誤のくりかえしであったといっても、決して過言ではない。従つてある時にはドラスティックな弾圧の強硬策や脅威策をもつてのみ、ある時には故意に不必要な戦闘をさけ、ある時にはまったく妥協的な宗教ないし文治策をもつてのぞんだわけ、戦役全体の様相を、そのいずれか一つの性格のも

のとして規定しようとすることは、そもそも不可能な、また無意味な企てといふべきであろう。

それでいてカール大王は、結局はザクセン全土を自国の領内に編入し、東方異民族に対する最も重要な地域として、これを確保することに成功した。その成功の鍵は、それゆえカールの軍隊の武力だけであつたのではなく、むしろカトリックの布教の滲透を待つという方策であり、内容的にはエードリンゲ(貴族)の階層を、ほとんどすべて親フランク的な陣営に抱き込むことであつた。そのためいきおいフリリンゲとラーテンの下層二分を、反フランク的な結合に追いやり、その実勢力をたのむ部族的英雄ヴィドゥキントの大きな抵抗に出くわしたわけであるが、フリリンゲとラーテンがあれほど固く結束したことの理由は、一つにはゲルマン古来の宗教的伝統へのやみがたき愛着が考えられるが、それ以上に重要なものは、マルクローの人民総会への参加を禁じられたことが、古い自由の剝奪としてうけとられたことにあるに相違ない。なぜなら、この人民総会の禁止によつて、彼等は従来のあの代表を通じての参政権をうしなひ、各バークス(ガウ)に釘づけされて、その地域にの

ぞむグラーフ (Graf, comes) の裁判や法に服さざるをえなくなつたからである。この意味では、ザクセン戦役の結果、古ザクセンの部族的シンボルともいふべき法制は崩壊したわけである。

しかし、グラーフの裁判と法に従わなければならないのは、なにもフリリングとラーテンだけに限られたことではなく、エードリングも同様であつたはずである。しかるになぜエードリングは、人民総会の廃止を甘受したのであろうか。

非常にむずかしい問題であるが、私の考えでは、その答えは比較的簡単である。すなわちそれはエードリングが特別高額の人命金によって保証され、その多くには、直接あるいは間接に、フランク的なならかの官職または聖職者のごとき特権的地位につく途が開かれ、部族的独立よりも、総じて外国勢力をうけいれるのに適合的な状況にあつたからである。そのことを最も明瞭に証明するのはエードリングの中の最も高貴なるもの (nobilissim) から、フランク的官職であるグラーフが任命されたという厳然たる事実であらう。⁽³⁸⁾ところがなぜそのようなことが可能であつたのかということになると、ザクセンに配

置されたといわれるグラーフの実態を調べてかからなければならぬ。

こういつた部門の研究が、最近ザビーネ・クリューガー (S. Krüger) などによって推進されているが、その結果、結論的にいえることは、フランク王国の他領域、とりわけローマ的伝統のつよいイタリアや南ガリア、プロヴァンスなどのグラーフとはまったくちがって、そしてまたセーヌ、ライン地域のいわゆるガウ単位のグラーフともちがって、ザクセンのグラーフというものは決して各ガウ (バグス) に一人ずつ置かれた役人的な制度ではなかつたということである。このことは、古ザクセンのガウというものが、もともと境界線をもつて網の目のように区切られた地域の呼称でなく、しいていえば集落史的にみた単なる「郷」の名称に過ぎなかつたということ、いいかえれば原初村落のいくつかのまとまりが、主として人的結合を中心に一つの政治的まとまりとして呼びなされたものに過ぎなかつたということと関連している。⁽⁴⁰⁾それゆえすでにサトラバというものも、一つのバグスに必ず一人ずついるといつた制度的なものであつたのではなく、実際には nobilissim の家柄の一族によ

るパースナル・ユニオンをふくむ大小さまざまな支配領域の豪族であったのであり、その伝統はグラーフシャフト制にもおそらくそのままにうけつがれたものと考えられる。従って九世紀におけるグラーフの家柄には、二つ以上のガウにわたって支配するものきわめて多く、逆にまた一つのガウの中に二人のグラーフが支配をおよぼすばあいもあり、要するに境界線で区切られた一般に予想される管区としてのグラーフシャフトというものではありえなかつたのである⁽⁴¹⁾。

このことは、とりもなおさずエードリング、特に高級貴族(nobilissimi)の階層が、ガウという特定地域にしばられたローカルな「土豪」でなく、すでに早くから超ガウ的な、いわば全ブローヴィンキア(州)的、あるいは全ザクセン的な、いわゆる「貴族支配」(Adelsherrschafft)の担い手であったことを裏書きしている⁽⁴²⁾。だからこそ八世紀の末葉には、さきに述べたようにオストファールレンのヘッシー家、エンゲルンのブルーノ一族、ウエストファールレンのヴィドゥキント一族のごとき指導的な豪族の出現が可能であったわけで、この体制は原則として、グラーフシャフト制の導入以降も変化していないの

である。

こう考えて来ると、カール大王がザクセン戦役で「貴族」を改宗させ、これを懐柔し、これに王の役人たる官職を与えたということは、超ガウ的な支配者階層だけをフランクの陣営にすくいとつたことを意味し、その階層が、いわゆるカロリングの帝国貴族(Royalnobles)またはそのアパレートとしての「貴族」に参加するのに最も適的な存在であったことを、否定することはできない⁽⁴³⁾。その代りにフリリングやラーテンは、従来にも増してだんだんと自分の居住しているガウに釘づけされ、それぞれのグラーフの支配に屈服せざるをえなくなり、その従属化の傾向がますますはつきりとして来た。加うるにフランクの王領地管理制度(クルティスその他)がととのい、また聖界所領が各地に発生することとなると、いわゆる古典荘園支配という従来とはちがった私的支配の経済体制が、もっぱらフリリング、特にラーテンの上のしかかることとなった⁽⁴⁴⁾。八四一年にみるステッリングの反乱がグルントヘルシャフトの普及と無関係でありえないといわれるのも、かかる事情の変化をしめすものである。

(35) カール大王のザクセン戦役について

われわれがしばしば参照したザビーネ・クリューガーが、ザクセン戦役によるフランク的法制、特にグラーフシャフト制の形式上の導入を概観したあとで、「両部族（フランクとザクセン）の最も密接な融合は、グラーフシャフト制度の中でもたらされたが、それは人的な側面からいえば保守的・ザクセン的であり、制度的な側面からみれば、近代的・フランク的なものであった」と結論しているが、けだし、事実をうがった表現である。⁽³⁵⁾

他の遠征や戦役では、いわば一挙に「征服」をなしたげたカール大王が、ひとりザクセンに関する限りきわめて慎重な態度をとり、あえて軍事的な一撃を加えることをやめ、ヴィドゥッキントの改宗を待つという方策に出たことは、ヴィドゥッキントの軍事力が強かったか、あるいは一般民衆の反フランク的・反キリスト教的感情が強烈であったか、それともカールのキリスト教化の深い配慮によるものか、にわかにはいづれとも断定をくだせぬきわめて興味深い問題である。しかし結果的にいって、ザクセンがキリスト教世界にはいり、フランク王国の領土となったということは、いうまでもなく西ヨーロッパ史全体の運命を方向づけるカールの大きな功績であった。も

しザクセンだけがフランク王国にはいらず、いつまでも古い伝統を固守していたと仮定するならば、ヨーロッパやドイツの姿はまったく異なったものとなっていたであろう。

それはとにかく、カロリング家の遺産は、たとえ形式的にもザクセンにうけつがれ、やがてザクセン王家からオットー大帝が出るに及んで、理念史の意味では一層あざやかにカールのそれがザクセン王朝で復興されることとなる。そこに到達するまでの時期にふくまれている多くの問題は、本稿の冒頭で述べたようにきわめて重要であるが、ここではこの戦役の内容を紹介するにとどめ、他の考証はすべて後日の研究にゆずりたいと思う。

(37) この点われわれは、ザクセン布教に特殊の熱意をしめた多くのアングロサクソン僧の活躍を、あらためて高く評価しなければならない。この問題については、一般的には W. Levison: *England and the continent in the eighth century*. 2nd. London 1950. をよめ。

(38) ザクセンのグラーフが、原則としてザクセン人貴族から任命されたということは、そのグラーフのほとんどがアルプス北方の部族出身者であったイタリア統治のほあいと、まったく大きなコントラストをしめしている。このことについては、別に稿をあらためて考察したいと考えてい

- るが、その点については E. Hlawitschka: *Franken, Alemannen, Bayern und Burgunder in Oberitalien (774—962)*. Freiburg i. Br. 1960. のように参考せよ。
- (39) S. Krüger: *Studien zur Sächsischen Grafenschaftsverfassung im 9. Jahrhundert*. Göttingen 1950; R. Schölkopf: *Die Sächsischen Grafen (919—1024)*. Göttingen 1957; W. Hillebrand: *Besitz- und Standesverhältnisse des Osnabrücker Adels bis 1300*. Göttingen 1961. の二つの一連の研究が参考せよ。
- (40) 具体的には前掲 W. Hessler: *Mitteldeutsche Gauen des frühen und hohen Mittelalters*. Berlin 1957; S. Krüger: *Studien zur Sächsischen Grafenschaftsverfassung*. S. 24—44. などをお読みください。
- (41) 詳しくはクリューガーの前掲書の事例を参照せよ。それゆえサクセンのタラーフマンナを地図の上で表現するのはきわめて困難である。
- (42) その所領関係の超ガウ的性格については、クリューガーの前掲書所収の各家族の所領分布地図のひとまをみれば一目瞭然である。
- (43) 一般的には G. Tellenbach: *Vom Karolingischen Reichsadels zum deutschen Reichsfürstenstand*. in: *Wege der Forschung*, II, *Herrschaft und Staat im Mittelalter*. Darmstadt 1956, S. 191—242. を参考せよ。
- (44) フランク王国全体の問題としては、拙稿「フランク時代における都市および農村の変容」(一橋大学研究年報・経済学研究・第六卷・昭和三十七年刊所収)を、サクセンの事例については H. Rothert: *Westfälische Geschichte*. Bd. I, Gütersloh 1949, S. 88 ff. をお読みください。
- (45) S. Krüger: a. a. O., S. 33.

(一橋大学教授)